

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画変更年度	平成 3 0 年度
計画主体	湯河原町

## 湯河原町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 農林水産課  
所在地 湯河原町中央 2 - 2 - 1  
電話番号 0 4 6 5 - 6 3 - 2 1 1 1  
FAX番号 0 4 6 5 - 6 4 - 0 3 0 0  
メールアドレス nousui@town.yugawara.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	湯河原町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	ミカン	1,214,569円 0.4ha
	不知火	381,940円 0.2ha
	トウモロコシ	188,447円 0.08ha
	エダマメ等野菜類	323,475円 0.13ha
イノシシ	ミカン	8,364,486円 2.89ha
	キウイフルーツ	278,154円 0.09ha
	サトイモ	199,844円 0.17ha
	トマト等野菜類	1,088,553円 0.65ha
ニホンジカ	農作物被害なし	

(2) 被害の傾向

ニホンザルによる被害は、P1群（5頭）、T1群（36頭）の2群により年間を通して発生している。特にみかんの収穫時、温州、晩柑の区別なく、湯河原町全域で多くの被害が出ている。

イノシシによる被害は、山間部に隣接している農地を中心に、年間を通じて発生している。農作物への直接的な被害だけでなく、掘りおこし、石垣を崩す等の被害を発生させている。

ニホンジカによる被害は、直接的には被害報告が上がっていないが、町内（山間部）での目撃情報等もあることから、森林内部での被害が広がっていると思われる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	12,039千円	8,427千円
被害面積	4.61ha	3.23ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ハナレザルや人身被害を起こした加害個体の箱わなによる捕獲	・コドモ等の錯誤捕獲が多く、加害個体を捕獲するのが困難
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員による追い払い（エアガン・爆竹等）</li> <li>・地元猟友会による組織的追い払い（空砲・ゴム弾使用）</li> <li>・農協各支店にて構成されている追い払い隊による定期的な追い払い（エアガン、爆竹等）</li> <li>・町内の幼・保育園、小・中学生及び保護者に対し被害防止に関するチラシの配布</li> <li>・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発</li> <li>・野菜残さの埋設励行など誘引物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動域が市街地またはその周辺の畑に下りてきている</li> <li>・市街地や山間地のため、単発的な追い払いを行っても、すぐに戻ってきてしまい効果がない</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>○ニホンザル</p> <p>被害は、農作物被害だけでなく、食料品の強奪等の生活被害にまでおよんでいる。被害防止に関しては、継続的な追い払いと、人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動や、野菜残さ等の誘引物の除去など、集落環境整備を実施する。</p> <p>また、第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、適正規模とするための群れの縮小・維持を目標とした個体数調整を実施するとともに、人身被害を発生させる加害個体の捕獲を行う。</p> <p>荒廃園対策として放任果樹の除去等を鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等を通じて指導を行う。</p> <p>農業被害対策としては農業者自ら追い払いをすることや、電気柵等の導入について指導していく。</p> <p>○イノシシ</p> <p>農業被害防除のために、わな、銃器により捕獲を行う。農業被害報告を行わない農家に対し、きちんと報告するよう求める。</p>
--

○ニホンジカ

農業被害が挙がってくる状況下では、農業被害防止策が追い付かない事態となっていることが他地域での経験上で明らかになっていることから、生息分布の拡大防止及び個体数の増加を抑制するよう、わな、銃器により積極的に捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○湯河原町職員

- ・被害通報による追い払い等の活動
- ・箱わなによる捕獲を実施

○JAかながわ西湘

- ・追い払い隊による定期的な追い払い

○猟友会湯河原方面支部

- ・定期的な追い払い
- ・箱わなによる捕獲を実施

○湯河原町鳥獣被害対策実施隊

- ・有害鳥獣の捕獲、被害防護柵の設置、その他鳥獣被害防止対策に関することについて、湯河原町鳥獣対策協議会、JAかながわ西湘、猟友会湯河原方面支部と連携し、実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル イノシシ	・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定
30	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）
31	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○ニホンザル 第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、毎年度実施計画を定めて実施する。また、住民の生命、身体又は財産にかかる被害が生じ、又は財産にかかる被害を生じさせるおそれがある場合、加害個体の捕獲を行う。</p>
<p>○イノシシ 生息状況及び被害状況を鑑みて捕獲数等を設定し、有害捕獲を実施する。</p>
<p>○ニホンジカ 生息状況及び被害状況を鑑みて捕獲数等を設定し、被害拡大防止のために有害捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル (※1) (P1群・T1群)	8頭	8頭	2頭
イノシシ	160頭	160頭	160頭
ニホンジカ (※2)	—	30頭	30頭

(※1) ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定める。

(※2) ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

捕獲等の取組内容
<p>○ニホンザル 箱わなを使用して捕獲を行う。</p>
<p>○イノシシ 年間を通してわな及び銃器を使用して捕獲を行う。</p>
<p>○ニホンジカ 年間を通してわな及び銃器を使用して捕獲を行う。</p>

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	農業者自らにより 設置するように促 す	農業者自らにより 設置するように促 す	農業者自らにより 設置するように促 す

(2) その他被害防止に関する取組

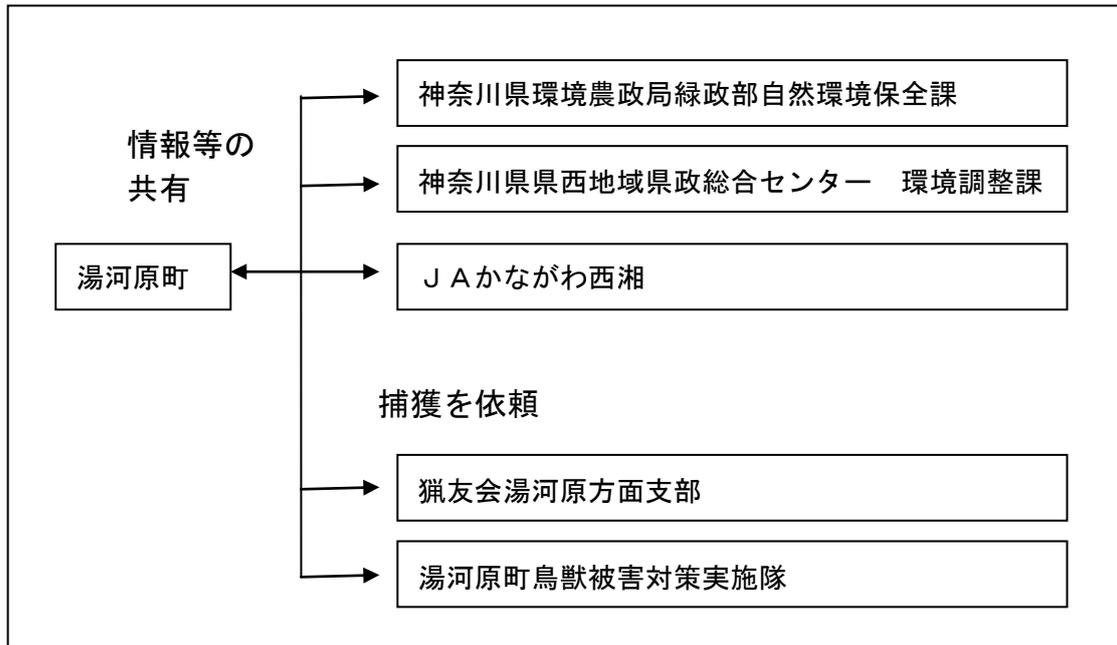
年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。住宅地周辺の荒廃園の整備を行う。</li> <li>・地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。</li> </ul>
30	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。住宅地周辺の荒廃園の整備を行う。</li> <li>・地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。</li> </ul>
31	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。住宅地周辺の荒廃園の整備を行う。</li> <li>・地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯河原町	関係機関との連絡調整
神奈川県環境農政局緑政自然環境保全課	情報の共有
神奈川県西地域県政総合センター環境調整課	情報の共有
J A かながわ西湘	周辺農家の安全確保
(公社) 神奈川県猟友会湯河原方面支部	捕獲の実施
湯河原町鳥獣被害対策実施隊	追払い・捕獲の実施

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

### ○ニホンザル

神奈川県ニホンザル管理計画に基づき処分する。錯誤捕獲の場合は学習放獣を行う。

### ○イノシシ・ニホンジカ

埋設又は焼却処分、自家消費を基本とする。

ジビエとして利活用可能な捕獲個体については、近隣市町村等の処理加工施設と連携して、可能な限り有効利用する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・ニホンジカについては、埋設に係る負担を軽減するとともに、捕獲個体をジビエ利用し、地域の特産として有効活用するため、隣接市である静岡県熱海市の「野生動物解体処理施設 山の恵」と連携・協力して、利活用可能な捕獲個体は可能な限り当該施設に搬入を行う。

### ○搬入実績

平成30年度：イノシシ 20頭（平成31年2月末現在）

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称 湯河原町鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割
湯河原町役場	事務局、被害への対応
J A かながわ西湘	被害への対応、追払い隊・狩猟免許の取得による捕獲の担い手の育成
(公社) 神奈川県猟友会湯河原方面支部	定期的な追払い

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県県西地域県政総合センター 環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課(野生生物グループ)	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課(かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	被害対策等についてのアドバイス等

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年6月3日に設置

構成員は非常勤職員((公社)神奈川県猟友会湯河原方面支部のうち、有害鳥獣駆除活動を経験した者で支部長が推薦する者、湯河原町有害鳥獣対策協議会委員の内、委員長が推薦する者、湯河原町長が特に認めた者)

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

J A かながわ西湘湯河原支店鳥獣対策部会とも連携し、地域と一体となって被害防止に取り組んでいく。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討し実施していく。